

#279

77

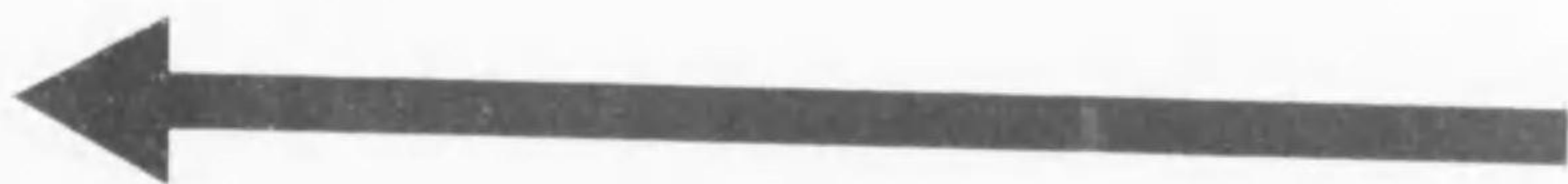
原始文様集

第十輯

大正  
15. 3. 17  
丙交

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



# 原始文様集解説

## 第十集

### (91) 骨角器

圖版上部のものを1中部を右より78910下部を3456とすべし。1は陸前國桃生郡前谷地村寶ヶ峰發見、角製、長さ七寸一分、徑一分五厘、丹を以て上半部に文様を施せり。文様は表裏相似たり。齋藤養次郎氏藏。2は貝輪殘缺、上部に於いて口徑一寸六分、高さ七分、表面一面に丹を塗り輪鼓形を白く抜きたり。弧を組み合せて作りし文様に於いて後世の七寶繁文と手法を一にするは注意すべし。下總國千葉郡郡村加曾利貝塚發見、上羽貞幸氏所藏。上羽貞幸氏、加曾利貝塚の近狀(考古學雜誌一三ノ二参照)。36は共に鳥(輪)首を模せしもの、如し、3は嘴の先端を缺失せり、長さ五寸二分の大形のもの、陸前國桃生郡小野村川下り響く發見。6は長さ三寸一分二厘、前者よりも簡單なり。青島發見。45は用途を明にせず、或は一種の咒符ならんか。4は十字をなせるもの、中横をなせるものは直線ならずして弧形を描けり。長さ一寸六分五厘。は丹を塗りしものならん。

(1) 第八輯解説

### (92) 裝飾石器

今その痕を残す、長さ一寸三分四厘、78910は宮戸島發見共に實大。前三者は頭部に裝飾あるビンの一種なるべく1は用途を明にせず。45共に陸前國桃生郡宮戸島發見、3456の四個共に東北帝國大學理學部所藏。78910は下郷共濟會所藏。

「兩端の長さ約七寸、幅廣き處二寸三分、厚さ約一寸一分、出土の際(大正六年)には暗紅色の粘着物を以て包みありしといふ。又之と随伴せし長さ一尺一寸八分餘の牛角狀の磨製石棒あり、打製及び磨製の石斧あり、石鎌の比較的多く發見されたるは他の彌生式遺跡と異なるに似たり。」其文様は表裏兩面多少異なるも圖樣分子を分析せば、工字を組み合せたるものと見るべく、：：：宮田博士は之を土版又は石版の種類と見做し古代民族の宗教上の對象ならんと認めらる、が如し。」上田三平氏「彌生式土器及び石器發見の遺跡」(福井縣史蹟踏査報告第一冊)と既に上田三平氏の解説あり、次版にのせし越中のものと同一手法になれるもの、恐らく宗教的遺物ならんも、明かならず。

### (93) 裝飾石器

前圖版のものと性質を同じうせる石器にして、柴田常惠氏之を紹介せり。同「越中國東磯波郡平村田向發見の石器」

(人類學雜誌三ノ八)地表面下三尺程にして單獨に發見せしもの、附近に於ては稀に石斧等を發見することあるも、該石斧發見の局部に於ては、何等石器又は土器の類を發見せざりしといふ。平面弧形をなして磨製、兩端にての長さ七寸五分、幅は中央にて二寸二分、漸次兩端に至るに従つて之を減ぜること、圖に見るが如し。表面兩面、中央に沿つて刻線あつて、石器を内外弧面に分かつてり。而して内弧面は銳利ならざる始身をなせるに對し、外弧面は平らにして中央部に於いて五分五厘の幅を有す。彫刻は一面にのみあり、方形四個を刻し、これに輪鼓形の文様を凸線に出せり。文様の要素、前者に似て而して簡なるは注意すべし。石質砂岩質。

柴田氏、前圖版のものを合せ、其の外形より見て石版丁の一種となし、文様は石棒又は石冠に似たるものありとせられたり。喜田博士は、之を土版又は岩版の種類と見做し古代民族の宗教上の對象ならんと認められしといふ。上田三平氏、木部東道博士(福井縣史蹟調査報告第一册)

(94) 裝飾石器

稍々疑ふべき點あるも、暫く之を探るべし。前二者と形に於いて似たるものあるも、文様は全く趣を異にせり。即ち

ち之を魚の頭に文の様暗示を得しものとも見るべく、又、石棒に連筋を見て、生殖器文様を象はせるものともなすべし。

(95) 石器

圖版は略ぼ實大に現せり、その象はせしものについては學者に説あるべく、今は貝石器時代に於ける自由畫の一として之を紹介すべし。文様に於いて驚くべき發達を達けし原始民も、自由畫に至つては、この如き種描の域にありしを示すもの、文化史家の大に注意すべきものならん。本道具については、東北帝國大學の長谷部博士が研究をつまらまきに發表の途中にあるといふ。本會は特に博士及所藏者の許を蒙て之を本集に飾ることを得たりしなり。

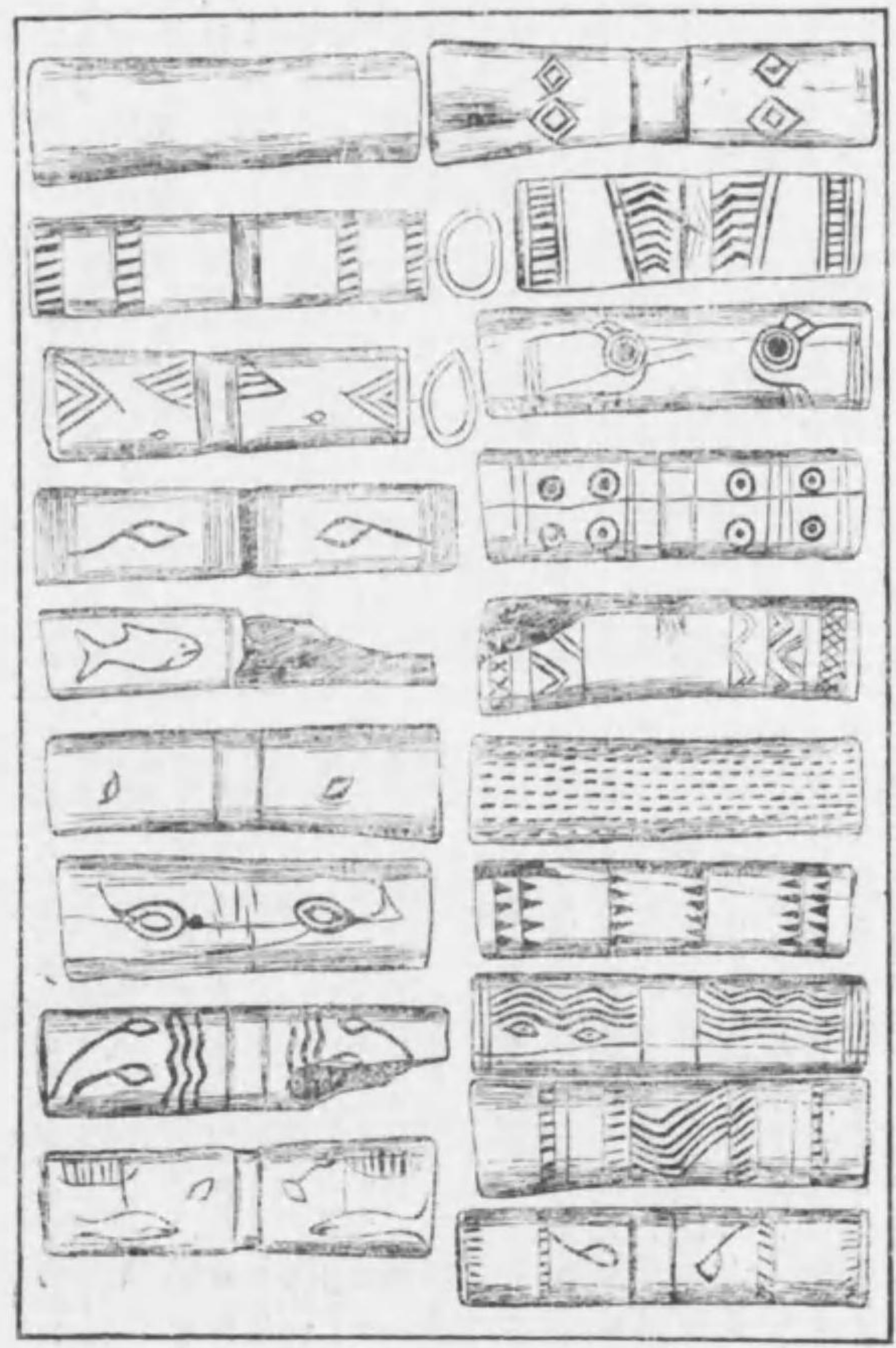
(96) 骨器

本圖版のものについては、故坪井(正)博士、之を詳説せり。同博士「カラフト石器時代遺跡發見の鳥骨器」(東京人類學會雜誌二六三號)明治四十三年七月、同博士及び石田收蔵・野中完一三氏が、樺太ヌキヤ河口附近貝塚にて發掘せしもの、約二十一個、僅か二尺四方厚さ一尺に足らざる地域より發見せしといふ。共に鷲の上膊骨より作りしものなるべく、其

長さ皆二寸内外あり、前出論文には詳細なる測定數あり、小口の長徑五六分、短徑三四分の稍々扁平形をなせり。圖版上部のものは、銅鉈坊萬藏たりしも、挿圖は發掘品全部(無文一、殘缺一を略す)を描きしもの、貝塚より發見せし繪畫として、最も珍とすべし。今挿圖左部のものを上より數へて1:1:9、右部を10:1:19とすべし。多は中央を界線として左右相稱に近く文様又は繪畫を刻せるもの、1は素文、2は斜行櫛齒文、3は山形文、4 6 7 8 19には共に似たる文様あり、形、蝸斗に似たるも、原意を推知すべからず、5即ち上段右端のものは、鱗鱗と見るべく、(西村真次氏は鱗とせられたり)9に至つては、最も興味あるものにして、博士は、これ補飾の様を示せるもの、鱗の背に突き立ちしは鋸なるべく、上に櫛の如く描けるは、七人を乗せし船と見るべく、鋸の柄の上端より左下に曲線出で、先きに浮袋をつけて鋸の流失を防きたりと解せられたり。12はその何を表はせるか、解すべからざるのあり、18は中央に川の流れを寫せりと博士は説かれしも、これ亦直ちに承認すべきに非ず。次に其の用途に於ても、博士は種々の假定を提示せられ、更にこの鳥骨管の文様がエスキモーのそれに似たることを指摘して、この遺物を作りし人そのものを暗示せり。されどこれらの推定は、ヌキヤ貝塚の下限年代が論定せら

(97) 裝飾骨器

圖版右端のものを大なる釣針とせし學者あるも、大野雲外氏「骨器の形式分類」(人類學雜誌三ノ三)恐らく釣針として實用せられしものに非ざるべく、角の曲りを利用して作りし一種の護符とすべきに非ざるか、文様は表面同一要素の文様を刻せり。主文様は中央にあるべく、上線より針に引き來りし線を急度角を以て下より逆に戻し、一度手をぬき、更に之を横切つて上にはね上げたり。次にその先端に接して、上に一支線を出して之を再び右に急にまけて線をとめ、又同一手法を繰返して、一種の旋轉文を作り。長



四寸二厘、元にて長徑一寸四厘。中央のものは、珠文と山形文を刻し、これに黒色(アスファルト)の塗料を以て填充せるは稀に見る手法といふべきか。先端缺失、長さ二寸六分、元にて長徑五分六厘、二者共に陸奥國西津輕郡館岡村大字龜ヶ島字龜山發見。圖版左は、長さ六寸五分の鹿角に透彫せるもの文様拓本を割展して示せるもの。

(93) 岩 盤

岩盤は土盤と性質を同じうせるもの、即ち土偶と相關性を有し、宗教的對象物とせられしものならん。圖版上部のもの、左右は、中央宮眞にて示せるもの、表裏を拓本に示せるもの、羽後國由利郡川内村大字小川發見、現存部長三寸五分、幅下底にて四寸七分。第二段のものも、表裏の拓本及實物宮眞にして、中央のものに示せるが如く、側面にも文様あり。羽後國平鹿郡旭村發見、完形せり、長さ三寸四分、幅二寸五分。第三段のものは、陸奥國西津輕郡森田村床舞發見、長さ三寸八分、幅現存部にて一寸七分。第四段は各二個にて表裏を宮眞及拓本にて示せり。右は羽後國北秋田郡七座村麻生發見、略ぼ完形せり、長さ三寸、幅一寸八分。左は下總國猿島郡駒木臺發見、現存部にて長さ一寸六分、幅下底にて二寸三分。

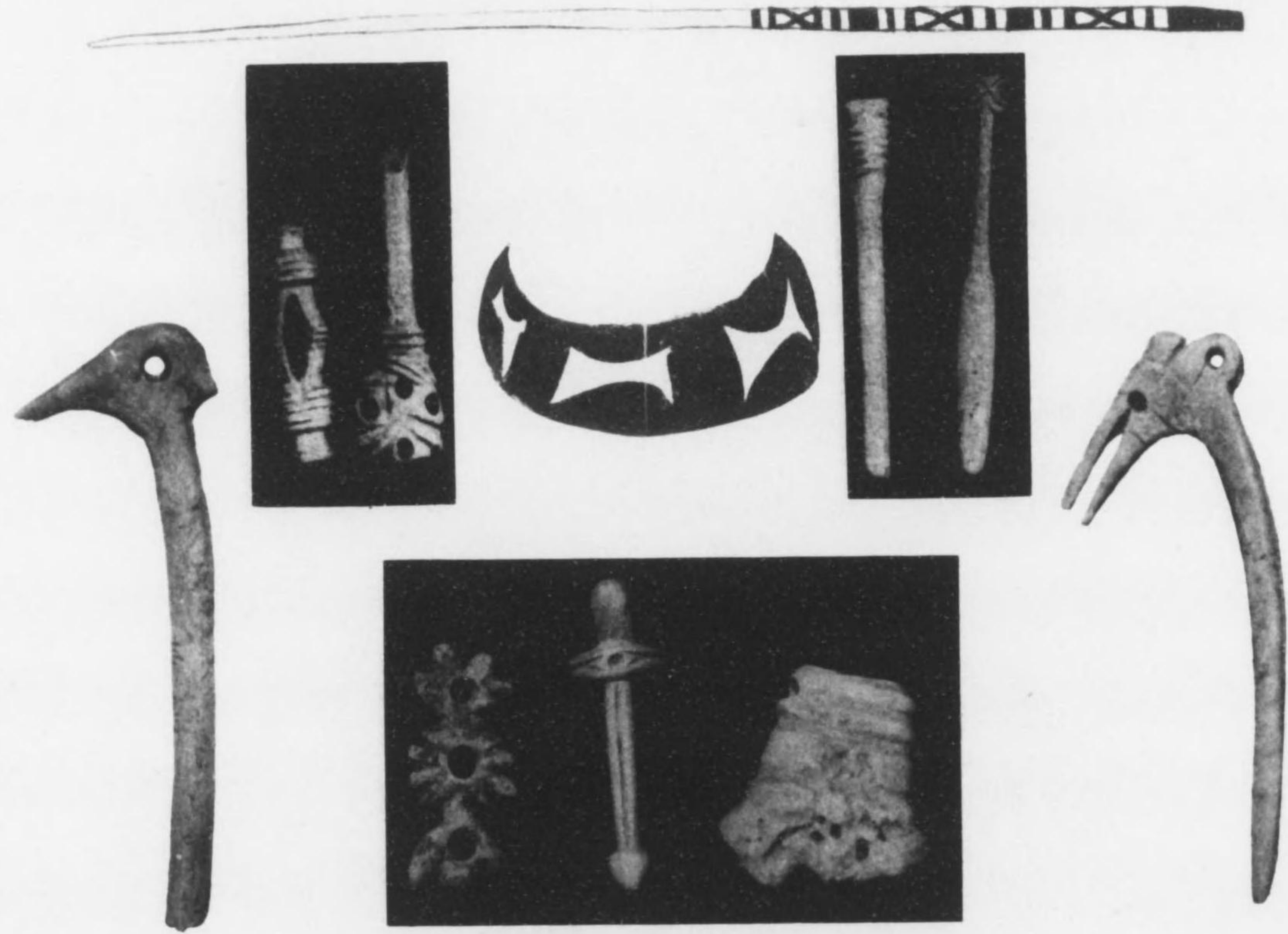
(99) 石 棒

石棒は、其の大きさに於いて區々たるが如く、其の用途も決して一途には非ざるべし。或は搗棒として用ひられしものもあらん、或は一種の宗教的對象物として作られしものもあらん。又或は、南洋土人の間に行はる、が如く、男子の表象として用ひられ、夜間好める女子の許に通ふ時之を携へて暗夜にも之を探らしめて女子に己なることを推知せしむといふが如き用に用ひられしものもありしならん。而して石棒は其の頭部に、往々文様を刻せり。本圖版のものは、大體その施文の尤なるものを採れり。  
中央宮眞のものは、裝飾石棒の大體を知るべく示せり。鈴木審也氏藏。圖版右部上より數へて 1 2 3 4 5、左部を 7 8 9 10 (横並びのものは右より數ふ)とすべし。1 は現存部長さ六寸六分、頭の長徑一寸二分、發見地未詳のもの、頭側面の文様にして、2 は頭頂部、3 4 は陸奥國西津輕郡森田村床舞發見のもの、頭表裏を示せるもの、石棒の長さ六寸二分。5 は陸奥國米澤郡根岸村發見のもの、頭部側面文様、文様は中央に十字を刻し、其の四隅及上部に、略ぼ反對稱に巖手文を刻せり。石棒は現在部にて長さ約六寸。8 は宮眞にて示せる石棒先端の文様、9 10 は常陸國稻敷郡

葉崎村大字上岩崎發見の完形せる石棒先端及これに近き部分の文様を示せるもの、IIは軸部の文様にて、斜行梯齒文及び山形文を刻せり。

(100) 石 棒

圖版上部を右より1・2・3、下部を4・5・6とすべし。1は常陸國相馬郡文間村發見、2は下總國千葉郡椎名村小金澤六通、3は武藏國豊多摩郡杉並村發見、4は下總國北相馬郡小文間村、5は下總國千葉郡椎名村小金澤字六通發見、6は陸中國嚙澤郡佐倉河村字杉ノ堂發見。



(藏所氏幸貞羽上·那次養藤齋及學大國帝北東)

器石飾裝  
(見發部木字大材部木部非取國前註)



(藏所部學文學大國帝都京)

器石飾裝  
(見發向田字大村平郡波瀨東國中野)

93



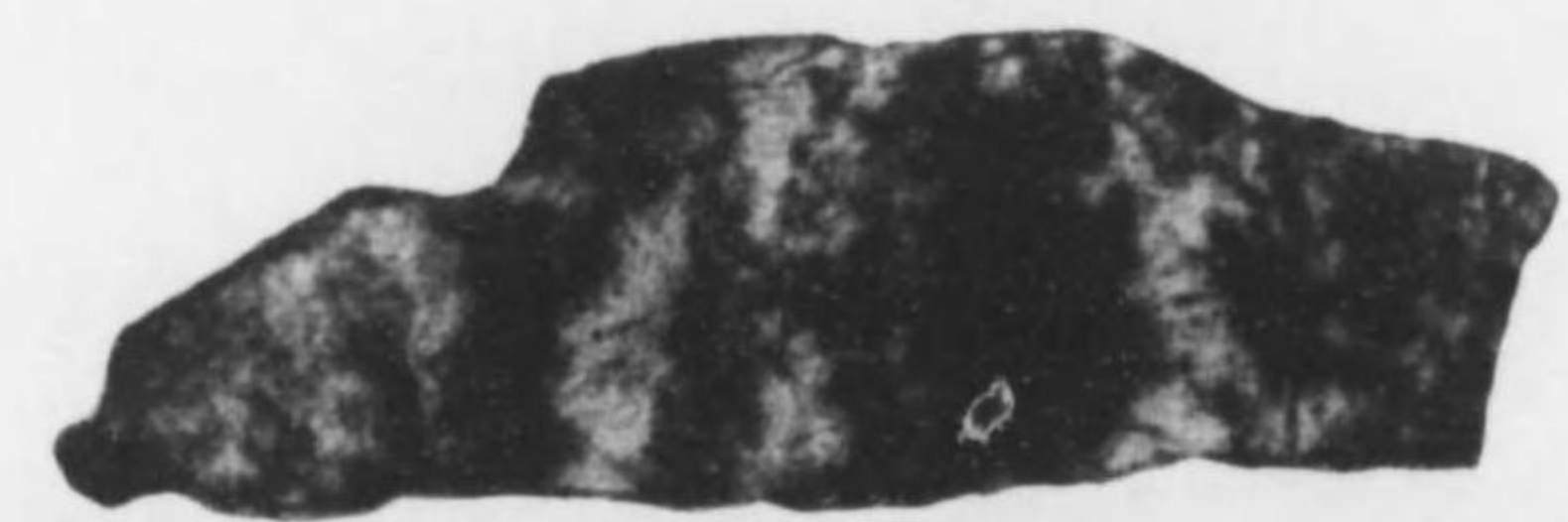


器石飾裝  
(見寶水冷字村野邊上部石國城築)

94



器 石  
(北登下川村野小部生機園前陵)



器 骨  
(原發島戸宮前陸下 塚具ヤムノ大塚上)



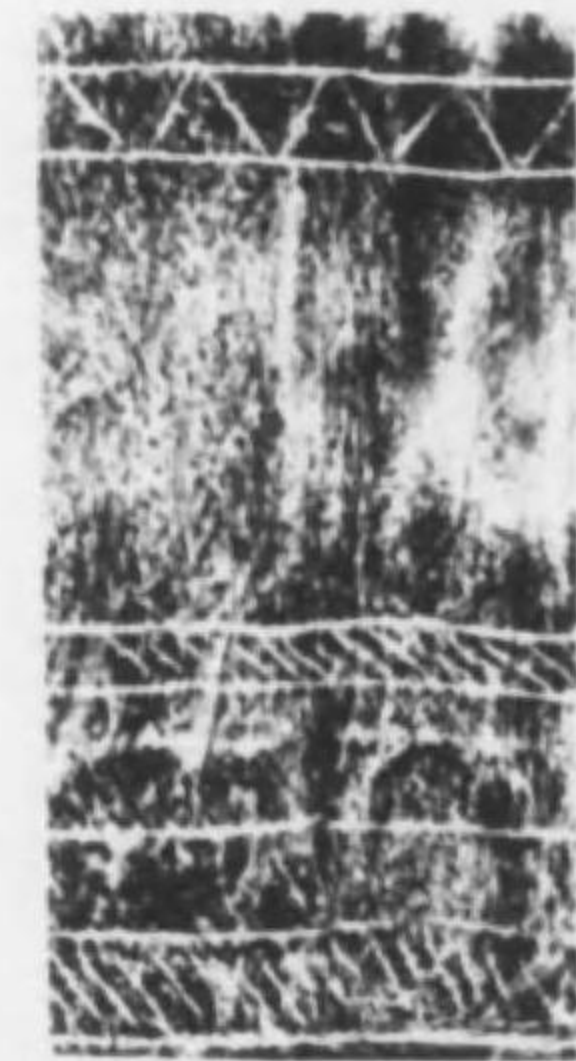
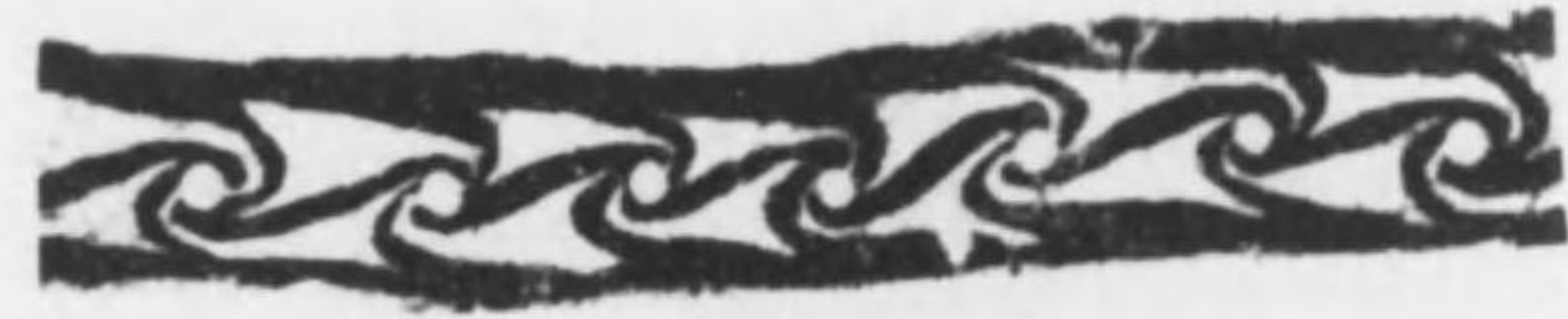
(藏所會濟共郷下 氏倫頼川徳器侯上)



(藏所氏倫銀川徳爵侯及館物博宝亭京東)



棒 石  
(本拓模文)



石 棒



(藏館物博室帝京東 下 幸貞羽上 上)

## 原始文様集刊行の趣旨

文様の研究は古代の文化を語るものとして極めて重要な地位を占むるのである。古代民族は彼等の思想をその文様藝術の上に如何に表現してゐたか、彼等の生んだ藝術は果して如何なるものであつたか、これらの検討はたしかに興味ある問題であらねばならぬ。而して歐米人も讚嘆して止まぬ我が文様の中に於ても、石器時代になつたものは一種の異彩を放つてゐる。嘗にそれが原始的な氣分に溢れてゐるといふだけではない。その手法に於ても原理に協ひ、組立に於いても現代人の到達し得た域に到達してゐるのに驚かされるであらう。隨てこれが研究は好事家の好奇心を満足させるのみではなく、其特色は必ずやよく現代の行き詰つた文様に清新にして該切なる刺戟と暗示を與へるであらう。

東京帝國大學教授文學博士鳥居龍藏氏及び東京帝室博物館歴史課長高橋健自氏は本圖集の編輯監督として其蘊蓄を傾注せらるゝのみならず、尙京都帝國大學教授文學博士濱田耕作氏も亦多大なる援助を與へらるゝが故に、本圖集はよく其完璧を期するを得、材料としては日本の隅々に互つて其古代代表作を蒐集し、且これが實物の寫真と文様の剖展とを掲げ、以て、手法の上にも組み立に於いても遺憾なき程度の紹介を試みんとするものであつて、藝術並に文化の上に裨益すること多大なるべきは吾人の確信することである。

### 原始文様集刊行規定

- 第一款 本圖集は一定の組織に基き原始時代の石器、土器文様を系統的に蒐集して寫真圖及拓本をコロタイプにて印刷するものとす
- 第二款 本圖は毎葉四六倍判大のコロタイプ圖版拾葉を以て壹冊を刊行す
- 第三款 本圖は拾二冊を以て原始時代の完結として大正十二年十一月より大正十三年十月迄を其刊行期間とす
- 第四款 本圖集は非賣品にして會員にのみ頒布するものとす
- 第五款 本圖集は毎冊解説書を添附す
- 第六款 本會々員たらんとする人は所定の申込書に會費全期分又は第一回分を添へ其旨本會へ申込まるべし
- 第七款 但し諸官衙官公立學校圖書館等は會費後拂特別級の請求に應ず
- 第八款 本會々費左の如し
  - 壹時納入 金拾六圓五拾錢
  - 拾回納入 金壹圓五拾錢
- 第九款 送金は成るべく振替口座東京四一〇二四番へ拂込まるべし

大正十三年八月一日印刷  
大正十三年八月一日發行

不許複製

編輯者 杉山壽榮男  
發行兼印刷者 工藝美術研究會  
右代表者 田村壯次郎  
印刷所 東京市本郷區湯島四丁目二十番地 大塚巧藝社

發行所 東京市牛込區矢來町三番地 工藝美術研究會

振替口座東京四一〇二四番

終